特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	定額減税調整給付金不足額給付に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、定額減税調整給付金不足額給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年7月18日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	定額減税調整給付金不足額給付に関する事務					
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【定額減税調整給付金不足額給付事業に関する事務】 定額減税調整給付金に不足が生じた方(不足額給付 I)や、事業専従者等に該当し、従前の給付金の対象にならなかった方等(不足額給付 II)に対して、給付金を支給する。					
③システムの名称	1 定額減税調整給付金不足額給付システム 2 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
定額減税調整給付金不足額給	合付ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め 事務を定める命令[平成26年内閣府・総務省令第5号]第74条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉総務課					
②所属長の役職名	福祉総務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務部 市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1 電話:048-736-1111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1 電話:048-736-1111					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年6月2日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年6月2日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	・項目評価書] 施機関については、それぞれ	ι重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	ド全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを追	置じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。					

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策	[]全	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通] (こた提供を除く。) <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	職員、参照範囲が必要最小限 は、事務取扱担当者の研修に	となるよう、アクセス制度 おいて離席時のログア	ークシステムで情報照会を行うことができる端末、 限を設定している。また、アクセス権限の所持者に ウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。 庁われるリスクへの対策は「十分である」と考えら		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明